○近畿地方整備局告示第百三十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年六月十九日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　7

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人なら建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	沼田　利文
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十四年三月三十一日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	—
変更後	鍛治谷重喜

(2)　変更年月日

平成二十四年四月一日

○近畿地方整備局告示第百三十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十四年六月十九日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社ジェイネット

三(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	森　　徹
変更後	若林　　誠

(2)　変更年月日

平成二十四年六月一日

○九州地方整備局告示第百九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十四年六月十九日

九州地方整備局長　吉崎　　収

第１　起業者の名称　宮崎県

第２　事業の種類　一般国道327号改築工事（古園バイパス・宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松地内から同村大字七ツ山字岸原地内まで）

第３　起業地

１　収用の部分　宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松及び字岸原地内

２　使用の部分　宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松及び字岸原地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字飛松地内から同村大字七ツ山字方川地内までの延長3,100ｍの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道327号改築工事（古園バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

一般国道327号（以下「本路線」という。）は、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）による指定を受けていない（以下「指定区間外」という。）。指定区間外の一般国道を都道府県が改築するためには、道路法第74条に基づく国土交通大臣の認可を受ける必要があるところ、宮崎県は本件区間について認可を受けている。

本件区間は、指定区間外であること、宮崎県内に存することから道路法第13条第１項の規定により宮崎県が道路管理者となることなどから、起業者である宮崎県は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

本路線は、宮崎県日向市を起点とし、東臼杵郡美郷町、同郡諸塚村、同郡椎葉村を経由し、熊本県上益城郡山都町に至る延長96.2㎞の幹線道路である。このうち本件区間に係る本路線（以下「現道」という。）は、山間部を通過しており、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める道路幅員及び最小曲線半径を満たさない区間が多数存在し、自然災害による通行止めとなるなど、幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、線形等の良好な道路が整備されることから、所要時間の短縮とともに、自然災害による通行止めの解消が図られ、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施したところ、いずれの項目についても環境基準等を満足するものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

起業者が任意で実施した動植物に関する調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに掲載されている絶滅危惧Ⅱ類のツマグロキチョウ、準絶滅危惧のミサ